平成２２年（フ）第３５号
神戸市西区曙町1070―７―200、住民票上の住所神戸市西区持子１丁目173―９
債務者　土居　義和
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９号
島根県仁多郡奥出雲町横田628番地、前住所鳥取県米子市両三柳295番地１　グランドール１―103号
債務者　藤原　　進
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
福島県いわき市南台１丁目８番地の14
債務者　秋葉　俊裕
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９号
富山市西田地方町２丁目１番８―102号　荒川アパート
債務者　クラノ内装こと　蔵野　真一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
富山県中新川郡上市町女川111番地
債務者　高川　芳美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3207番地京葉マンション303号
債務者　川津　　健
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０号
千葉県松戸市松飛台177番地の３ヴィラ松飛台Ｂ―５号
債務者　小針　悠貴（旧姓今）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２号
千葉県柏市柏３―４―17　クレストタワー柏201号室、住民票上の住所千葉県柏市戸張967番地の26
債務者　井口　奈美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目46番地の３　フレグランス八ケ崎206号
債務者　富樫　　岳
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４号
千葉県野田市中戸437番地　中澤茂方
債務者　戸村　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町61番地源七第一コーポラス101号
債務者　林　　康仁
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
千葉県流山市江戸川台東４丁目95番地の２ジュネパレス江戸川台第１―101
債務者　石井　雄太
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２号
千葉県我孫子市我孫子１丁目12番14号
債務者　岩出千代子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４号
千葉県流山市十太夫124番地の18ファミリーホーム202
債務者　佐々木紀子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
北九州市八幡西区引野３丁目13番19号
債務者　伊藤　美樹（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１号
北九州市小倉北区大畠１丁目４番14号
債務者　宮﨑　広茂
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２号
北九州市小倉北区大畠１丁目４番14号
債務者　宮﨑　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部